

■議案第71号 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について

【要旨】

本議案については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正(平成29年法律第14号)がされ、その一部が本年10月1日から施行されたことに伴い、改正後の法律との整合性を図るため等により、条例改正を行うものです。

【改正内容】

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正の内容については、主に「四万十町職員の育児休業等に関する条例」の改正を要する内容となっています。

本条例については、現在までの法律改正等に基づき、随時改正を行ってきましたが、その際、本町において運用の予定がないものは、省いてきた経過があります。

現段階で運用を予定していないものについても、今後運用すべき状況が発生した場合に対応するため、この度の法律改正に合わせて改正します。

- ・ 育児短時間勤務に関する規定等の追加
- ・ その他訂正 等

【新旧対照表】

改正後	改正前
四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成18年3月20日条例第29号 (略) (1週間の勤務時間) 第3条 (略)	四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成18年3月20日条例第29号 (略) (1週間の勤務時間) 第3条 (略)
<p><u>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。</u></p>	

改正後	改正前
<p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>
<p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>	
<p>5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、町長の承認を得て、別に定めることができる。 （週休日及び勤務時間の割振り）</p>	<p>3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、町長の承認を得て、別に定めることができる。 （週休日及び勤務時間の割振り）</p>
<p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日</u>を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	<p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日</u>を設けることができる。</p>
<p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間</p>	<p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間</p>

改正後	改正前
<p>を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について1日につき8時間を超えない範囲内で当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</u></p>	<p>を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</u></p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日<u>の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）</u>を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の<u>必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）</u>により、4週間ごとの期間につき8日（<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合<u>で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）</u>を設ける場合には、この限りでない。</p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日<u>（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）</u>の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の<u>必要</u>により、4週間ごとの期間につき8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合<u>で週休日</u>を設ける場合には、この限りでない。</p>
<p>第6条～第8条 (略)</p>	<p>第6条～第8条 (略)</p>
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p>
<p>第9条 任命権者は、町長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号ま</p>	<p>第9条 任命権者は、町長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号ま</p>

改正後	改正前
<p>で及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長)の許可を受けて、第3条から第6条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。<u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</u></p>	<p>で及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長)の許可を受けて、第3条から第6条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p>
<p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。<u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</u></p>	<p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>
<p>第10条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p>	<p>第10条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p>
<p>第11条 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 前3項の規定は、第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育する</p>	<p>4 前3項の規定は、第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育する</p>

改正後	改正前
<p>ことができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>第19条第1項</u>に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p>	<p>ことができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>第17条第1項</u>に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p>
5 (略)	5 (略)
第11条の2～第15条 (略)	第11条の2～第15条 (略)
(年次有給休暇)	(年次有給休暇)
第16条 (略)	第16条 (略)
<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p>	<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p>
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
第17条～ (略)	第17条～ (略)

【根拠法令】

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 等